

監理技術者等の職務(役割)の明確化 及び適正な配置のあり方

- 建設業法に規定された職務(役割)は、監理技術者・主任技術者に共通したもの。元下の技術者の役割の違いは明確にされていない。
- 適正施工を確保するにあたり、建設業を取り巻く情勢・変化に対応した、技術者の役割を明確にすべき。

背景

第13回基本問題小委員会 (H28.3.2)

建設業を取り巻く情勢・変化

対応の方向性

- 施工の専門化・分社化、工事量の増減や繁閑の発生への対応等を背景とした施工体制の複雑化
- 施工責任の不明確化やそれに伴う品質低下の恐れ 等



施工体制における監理技術者・主任技術者の役割の違いを明確にすべき

現状

技術者等の役割は、建設業法第26条の3(主任技術者及び監理技術者の職務等)並びに「監理技術者制度運用マニュアル」(平成16年3月1日国総建第315号 建設業課長通知)に規定

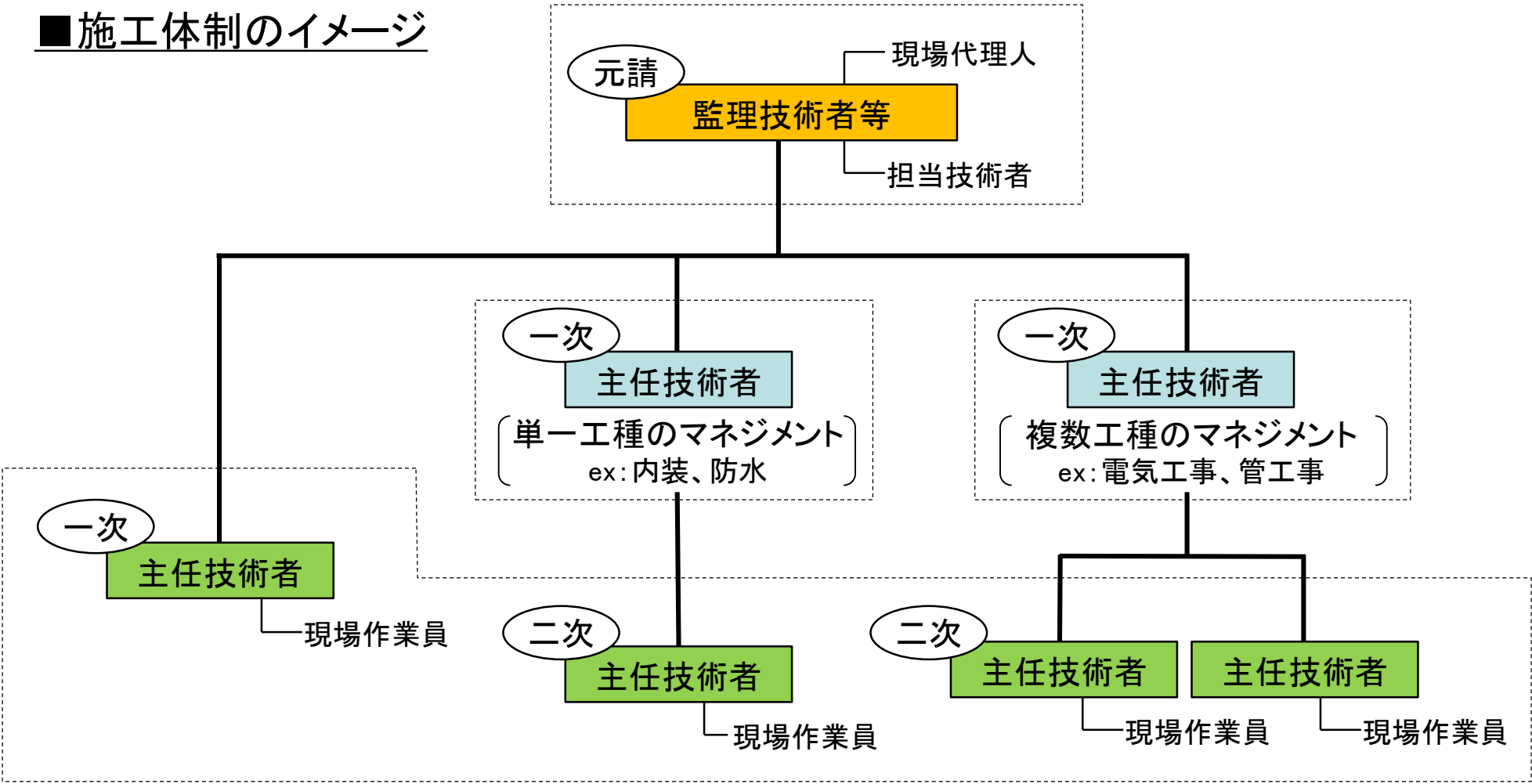
- 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。〔建設業法第26条の3〕

○ 同旨

〔監理技術者制度運用マニュアル〕

○ 監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の果たしている業務内容に応じて、職務(役割)を書き分けてはどうか

■ 施工体制のイメージ



- 全ての監理技術者等の職務（役割）は2種類に大別できるのではないか。
 - ・ タイプAは元請の監理技術者等、タイプBは下請の主任技術者を基本とし、下請の主任技術者のうち、建築一式工事の下請として電気工事または管工事の複数工種のマネジメントを行う建設業者の主任技術者は、タイプAとみなすこととしてはどうか。
- 品質管理については、元請、下請それぞれが適切な役割分担の下に行われるものであるが、その責任は双方に生じるものであることも明確にしてはどうか。

	タイプA	タイプB
役割	○下請を含む請負部分全体の統括的工程管理	○請負部分の施工管理
施工計画の作成	○下請を含む請負部分全体の施工計画書（または施工要領書）の作成 ○下請の作成した施工要領書の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、受注した請負部分に関する施工要領書の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書の修正
工程管理	○下請を含む請負部分全体の工程管理 ○下請間の工程調整 ○朝礼、巡回、工程会議等の開催、参加	○請負部分の工程管理 ○朝礼、工程会議等への参加
品質管理	○ 下請からの報告及び必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認による請負部分全体の確認	○ 原則として、立ち会い確認 ○ 元請（上位下請）への報告
技術的指導	○技術者の配置等、法令遵守の確認 ○下請を含む請負部分全体に対する技術指導	○現場作業員の配置等、法令遵守の確認 ○受注した請負部分における作業員への技術指導
その他	○発注者等との協議・調整 ○下請からの協議事項への対応（判断等） ○請負部分全体のコスト管理 ○近隣住民等への説明等 等	○元請（上位下請）への協議 ○元請等の判断を踏まえた現場レベルの調整 ○請負部分のコスト管理 等

(参考)建築設備(電気工事、管工事)の主任技術者の職務(役割)

- 建築一式工事の下請の電気工事及び管工事の役割は、電気工事及び管工事のひとまとまりの複数工種をマネジメント。
- 元請監理技術者等の職務(役割)の一部を担っているところ。
- 公共建築工事においては、電気工事、管工事は分離発注され、元請となることが多い。

	建築設備(管工事)	建築設備(電気工事)
役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>管を使う工事を総合的にマネジメント</u>。具体的には、ダクト管、水道管、冷媒管、消防施設(スプリンクラー)、ガス管、熱絶縁等。 ○ 施工計画の作成。配管の施工順序の調整。品質管理(建築設備としての機能確保)。工程管理(元請との調整、下請との調整)。安全管理。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>電気工事、通信工事等、電気系統に係るマネジメント</u>。 ○ 施工計画の作成。配線の施工順序の調整。品質管理(通電・漏電の検査等)。工程管理(元請との調整、下請との調整)。安全管理。
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>各管は専門的資格を要するものも多く、これらをまとめて管理</u>。 ○ 専門資格を要する複数工種を組み合わせ、建築設備としての性能を実現するものであり、特に専門性が高いことから、専門業者が施工管理。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>電気系は専門的資格を要することから、これらをまとめて管理</u>。 ○ 工期の後半に施工が集中し、かつ複数の工種をまとめて施工することから、そのマネジメントの役割が必要。 ○ 電気設備は安全管理に注意を要し、作業に専門の資格を要する工種であり、特に専門性が高いことから、専門業者が施工管理。


元請技術者の職務(役割)に近い

- 監理技術者等による工場製品に関する品質管理の役割(職務)については、明確に示されていない。
- 監理技術者等による工場製品に関する品質管理の基本的なあり方について、次のとおり整理してはどうか。

- ・ 建設工事において工事の目的物の一部を構成する工場製品については、元請又は下請が請負契約により調達したものだけでなく、売買契約(購入)により調達したものであっても、品質に関する責任は、工場製品を製造する企業だけでなく、工場へ注文した下請(又は元請)や工場製品を含む工事を請け負った上位の下請や元請にも生ずる。
- ・ このため、当該製品を工場へ注文した下請(又は元請)の主任技術者等や工場製品を含む工事を請け負った上位の下請や元請の主任技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立会い確認、規格品や認定品に関する品質証明書類の確認、その他適宜合理的な方法で品質管理を行うことが不可欠である。

- 一方、工場製品を製造する企業に対して、一定の制度的な関与を設けることについて、別途、検討を行う。

○ 建設業法には、監理技術者及び主任技術者の配置に関してのみ規定。

○ 建設業法

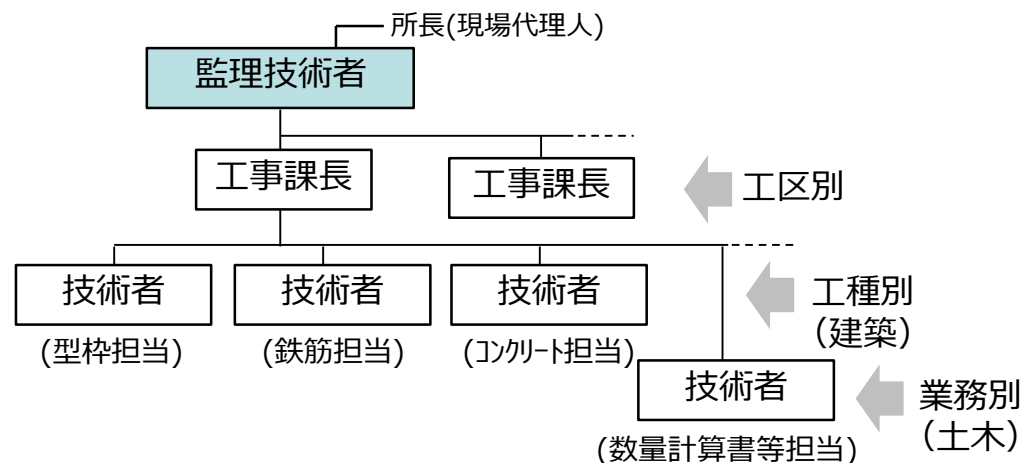
(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。

○ 業者からのヒアリングによれば、実態として、大規模工事においては複数の技術者を配置していることが通例。

<大規模工事における技術者配置の例>

工事課長が工区別、技術者が工種別（建築）、業務別（土木）に配置した場合を示す



○ 現在の監理技術者制度運用マニュアルでは、補佐となる技術者を置いた場合に関する記載がされているが、積極的に置くことが望ましいという内容にはなっていない

- 監理技術者の役割を補佐的に分担する技術者を別途配置することは、適正な施工を確保するためにも有効であり、積極的な配置をマニュアルで記載すべきではないか
- 一方で、工事に関する情報が散逸することは、全体の施工管理等を把握する者がいなくなってしまう、責任の所在が不明確になるため、監理技術者は全体を総括する立場の技術者として、1名としておくべきではないか

○ 監理技術者制度運用マニュアルの記載イメージ

二-三 監理技術者等の職務

- ・ 特に大規模な工事現場等については、監理技術者等1人で求められる役割を直接こなすことは困難であり、良好な施工を確保するためにも、その補佐的な役割を担う技術者を同じ建設業者に所属する技術者の中から配置することが望ましい。

しかし、そのような場合も、これらの技術者はあくまでも監理技術者を補佐する立場の者であり、一つの工事現場における監理技術者等は総括的な立場として1人に情報集約し、監理技術者等は、これらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。なお、補佐的な役割を担う技術者を配置する場合においては、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。

- 監理技術者の役割を補佐的に分担する技術者の役割や活用方法等について、引き続き検討

主任技術者等の専任配置の法体系

- 主任技術者等は重要な工事において専任配置しなければならない。
- 重要な工事は、公共性のある又は多数の者が利用する施設等のうち、請負金額が一定以上
- 一人の監理技術者等が施工上の監理を行える工事量には限界があるとの考え方の下、重要な工事（請負金額が一定以上）には専任を求めているもの。

公共性のある 又は 多数の者が利用する施設等

国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事（政令第27条第1項第1号）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（政令第27条第1項第2号）

- ・ 鉄道、道路、堤防、ダム、飛行場、上水道又は下水道等（政令第15条第1号）
- ・ 発送電施設、ガス事業用施設（政令第15条第3号）

次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事（政令第27条第1項第3号）

- ・ 石油パイプライン、電気通信施設、放送施設、学校、図書館、美術館、博物館、社会福祉施設、病院又は診療所、火葬場、廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場、市場、百貨店、事務所、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿、公衆浴場、興行場、神社、寺院、教会、工場、展望塔

建設工事で工事一件の請負代金の額が
三千五百万円（建築一式工事 七千万円）以上

重要な工事

主任技術者等の専任配置

専任：他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事すること。8

専任配置に関する要件のあり方

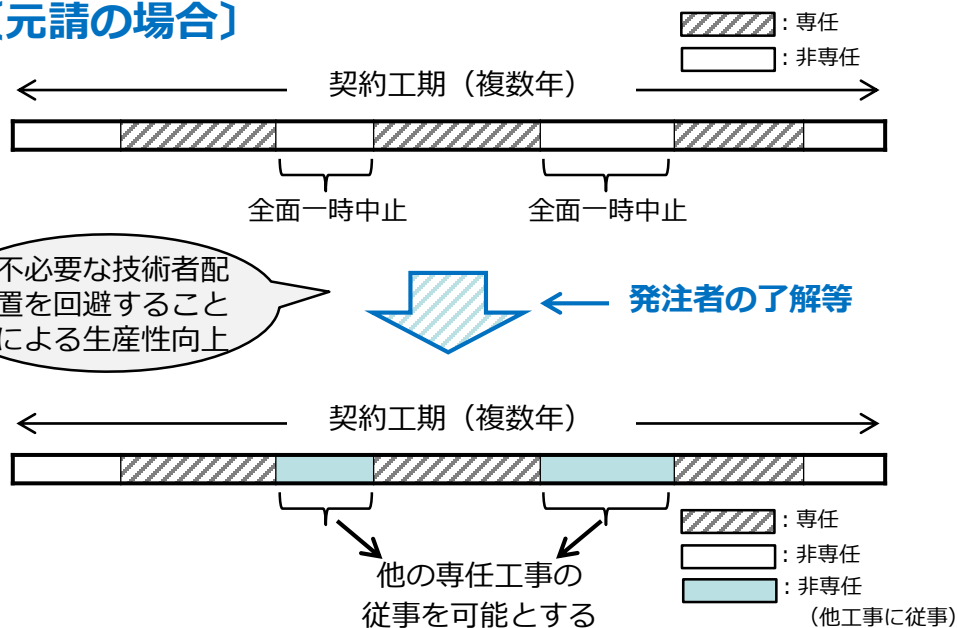
- 難易度の低い工事、材料費が大半を占め現場作業の少ない工事等、建設業団体等からの専任要件の緩和要望あり
- 現場では、工事の難易度によって専任配置が必要か否かを認識している傾向
⇒ 専任要件に請負金額以外の要素を加味すべきではないか

- 専任要件に請負金額以外の要素を加味した場合、次のような案が想定される。
- 客観的かつ明確な基準とする必要があるが、いずれも一長一短がある。

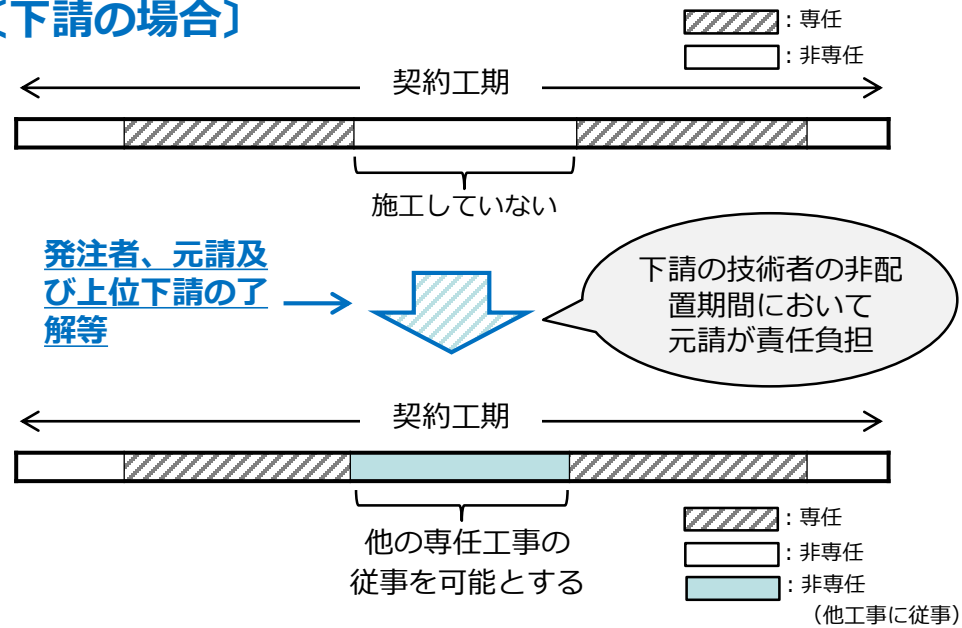
対応案		メリット	デメリット
金額	現場での施工に係る費用のみで専任を判断	<ul style="list-style-type: none"> ・現場での施工に係る業務量を一定程度反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間工事では材工一式で見積りが主流。現場での施工に係る費用の厳密な切分けが困難 ・高額材料を施工管理する難易度を考慮していない
	月当たりの金額で専任を判断	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者の配置は一般的に月当たり工事高で検討されるため、企業側の必要認識に合致 	<ul style="list-style-type: none"> ・工期を意図的に長く発注し、短く施工を終了させる不正行為が容易に想定される。 ・工程内で繁閑があり専任が必要時期の定義が困難
難易度	発注者の難易度評価で専任を判断	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の感覚に近い専任配置が可能となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・非専任の方がコストダウンとなるため、安易に非専任と判断されるおそれ

○ 技術者の効率的活用を推進するために、**一定程度の要件（上限）**を設けた上で非専任期間に他の専任工事に従事できる仕組みを構築してはどうか。

〔元請の場合〕



〔下請の場合〕



例えば、河川工事では出水期に一時中止になる場合があるが、その間、他の専任工事に従事可能とする

例えば、鉄筋や型枠工事等施工が断続的に発生する場合に、施工していない間、他の専任工事に従事可能とする

○ 具体的な運用については、引き続き検討